

<p>地域（工業用水法施行令別記第四号） 大阪市のうち、都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、東淀川区、東成区、生野区（平野川以東の地域に限る。）、旭区、城東区、東住吉区（一般国道二十五号線以北の地域に限る。）、西成区、淀川区、鶴見区、住之江区（一般国道二十六号線以西の地域に限る。）、平野区（平野川との交会点以西の一般国道二十五号線及びその交会点以東の平野川以北の地域並びに加美西二丁目のうち平野川以南の地域に限る。）及び北区（大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで、国分寺一丁目及び二丁目、天神橋七丁目及び八丁目、豊崎一丁目から七丁目まで、中津一丁目から七丁目まで、長柄中一丁目から三丁目まで、長柄西一丁目及び二丁目、長柄東一丁目から三丁目まで、本庄西一丁目から三丁目まで並びに本庄東一丁目から三丁目までに限る。）。ただし、公有水面を除く。</p>	<p>揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)</p>	<p>ストレーナーの位置(地表面下メートル)</p>	
<p>イ</p>	<p>福島区、此花区、港区、大正区、浪速区(一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西淀川区、淀川区(一般国道百七十六号線との交会点以北の阪急電鉄神戸本線及び当該交会点以南の一般国道百七十六号線以西の地域に限る。)、住之江区(一般国道二十六号線以西の地域に限る。)、西成区(一般国道二十六号線以西の地域に限る。))及び北区（大淀北一丁目及び二丁目、大淀中一丁目から五丁目まで、大淀南一丁目から三丁目まで並びに中津五丁目から七丁目までに限る。）</p>	<p>二一以下</p>	<p>六〇〇以深</p>
<p>ロ</p>	<p>イに掲げる地域以外の地域</p>	<p>二一以下</p>	<p>五〇〇以深</p>